

附属書八（第九章関係） 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する特定の約束

第一編 日本国の特定の約束

第一節 短期の商用訪問者

1 業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国の区域内において投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するペルーの商用目的の国民については、九十日を超えない期間（その期間は、更新することができず）、入国及び一時的な滞在が許可される。

2 1に規定する入国及び一時的な滞在については、次のものを含む入国審査のために必要な文書が提示された場合には、ペルーの商用目的の国民に対し、労働の許可の取得を要求することなく、許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される日本国の出入国管理に関する法令であつて、第九章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

- (a) ペルーの国籍を有していることを証明するもの
  - (b) 当該国民が1に規定する業務活動に従事することを証明する文書
  - (c) 当該国民が国内の雇用市場への参入を求めないことを証明する証拠
- 3 日本国は、1に規定するペルーの商用目的の国民が次の(a)及び(b)の事項を証明することにより2(c)の要件を満たすこととなることを認める。
- (a) 予定されている業務活動の報酬の源泉が、日本国の国外にあること。
  - (b) 業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所が、主として日本国の国外にあること。
- 4 日本国は、業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所について、口頭による申告を受理することができ。日本国は、更なる証明を要求する場合には、原則として、それらの事項を証明する書簡であつて、雇用者又は代表機関からのものを十分な証拠であると認める。
- 5 日本国は、次のことを行つてはならない。
- (a) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の条件として、事前承認の手續又は同様の効果を有する他の手續を要求すること。

(b) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持すること。

## 第二節 企業内転勤者

1 次の(a)から(c)までの要件を満たすペルーの商用目的の国民については、一年間又は三年間（その期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国の区域内においてサービスを提供し、又は日本国の区域内において投資を行う企業によって雇用されている者であること。

(b) (a)に規定する企業の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連する他の企業であつて、日本国において設立され、若しくは組織されるものに転任する者であること。

(c) 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する者であること。

(i) 長として(a)に規定する企業の支店又は代表事務所を管理する活動

(ii) 役員又は監査役として(b)に規定する他の企業を管理する活動

(iii) (b)に規定する他の企業の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格に基づいて認められるもの

(v) 法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの

注釈 この1の規定の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2 1(c)(iv)又は(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する国民が、原則として、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は十年以上当該活動に従事することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いること

なく従事することができない活動をいう。

- 3 日本国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

### 第三節 投資家

- 1 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するペルーの商用目的の国民については、一年間又は三年間（その期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国の区域内における事業に投資してその経営を行う活動

(b) 日本国の者以外の者であつて日本国の区域内における事業に投資しているものに代わつて当該事業の経営を行う活動

(c) 日本国の区域内における事業であつて日本国の者以外の者が投資しているものの管理

注釈 この節に規定する「事業」には、ペルー料理店及びペルー料理のサービスを含む。

- 2 日本国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

#### 第四節 自由職業サービスに従事するペルーの商用目的の国民

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するペルーの商用目的の国民であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（その期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

- (c) 日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (d) 日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス
- (e) 日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス
- (f) 日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

## 第五節

日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする事業活動に従事するペルーの商用目的の国民

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約（雇用契約を含む。）に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの事業活動であつてサービスの提供に係るものに従事するペルーの商用目的の国民については、一年間又は三年間（その期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

(c) ペルー料理に関する専門的な技能を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法で

定められている「技能」の在留資格に基づくもの。ただし、当該活動に従事するペルーの商用目的の国民が次の(i)に規定する全ての要件又は(ii)の要件を満たすことを条件とする。

(i) (A) ペルー料理人として五年以上の実務経験を有していること（ペルーにおいて国に代わって教育機関が発行する修了証書を取得するための要件を満たすために当該教育機関において教育を受けた期間を含む。）。

(B) ペルー料理人に免許を付与するためのペルー料理に関するペルーの国家試験に合格していること。ただし、ペルー政府から日本国政府への当該国家試験の制度の設立についての通報を受け、日本国政府からペルー政府に対し、不当に遅滞することなく、当該国家試験の制度を承認する旨の通報が行われる場合に限る。

(C) 日本国への入国及び一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年の期間に、ペルーにおいてペルー料理人として妥当な額の報酬を受けており、又は受けていたことがあること。

(ii) ペルー料理人として七年以上の実務経験を有し、かつ、教育機関においてペルー料理人としての技能を習得するための三年以上の教育を受けた後、ペルーにおいて国に代わって当該教育機関が発行す

る修了証書を取得していること。

注釈1 この(c)の規定の適用上、「妥当な額の報酬」とは、日本国の当局が毎年計算するペルー国内の全ての産業における被用者の平均賃金額を超える額の報酬又はこれに相当するもの（現金によるものに限る。）であつて、ペルーの労働雇用促進省が公表する給与及び賃金に関する全国調査において示される入手可能な最新の統計資料に基づくものをいう。

注釈2 注釈1に規定する「平均賃金額」であつて、二千七年六月時点のものは、二千百二十八又エボ・ソルである。

注釈3 この(ii)の規定は、(i)(B)に規定する試験が日本国政府からペルー政府に通報されるまでの間、ペルーの国民について適用する。

2 1(a)又は(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1(a)又は(b)の活動に従事する国民が、原則として、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は十年以上（教育機関において当該技術又は知識に関する科目を専攻した期間を含む。）当該活動に従事することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事す

ることができない活動をいう。

(第二編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)